改正前施行規程第百四十七条第一項第八号	及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）	、生年月日及び個人番号並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百四十七条の三第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
［略］	［略］	［略］

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　請求者の個人番号

［二～七　略］

［2・3　略］

（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）

第三十九条　附則第十三条から第二十五条まで及び附則第二十八条の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第三十九条の二　附則第二十七条の規定により読み替えられたなおその効力を有する改正前施行規程第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二

	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百四十七条の三第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
［同上］	［同上］	［同上］

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～七　同上］

［2・3　同上］

［新設］

［新設］

並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	、当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
［同上］	［同上］